

【判例研究】

学校スポーツ事故と指導者の過失
(ソフトボール練習中の事故)

京都地裁令和1年10月24日判決

〈平成29年(ワ)2094号、国家賠償請求事件〉

判例時報2440号72頁

中京大学法務総合教育研究機構 教授

奥野久雄

序

国家賠償法(以下、国賠法という。)1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、「国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定している。この規定は、不法行為をした公務員に代わって国又は公共団体に賠償責任を負わせるものである。

本判決については、公務員たる教諭(部活動の指導者)の過失の有無が主要の問題点となっている。そして、公務員である教諭(指導者)の不法行為責任を学校の設置者である国又は公共団体(以下、「学校」という)が肩代りする構成がとられる。したがって、本判決では、学校に肩代りされる指導者の不法行為の成否、つまり、主としてその過失の有無が検討されることとなる。

【事実】

(1) 原告Xは、平成9年×月×日生まれの女性であり、本件事発当時、A高校3年生であった。Xは、ソフトボール部のキャプテンであり、ポジションはキャッチャーであった。Xには小学5、6年生時に少年野球の経験があり、ソフトボール部では、1年時から試合に出場し、1、2年時には主にセンター、ショートを守備していたが、サードを守備したこともあった。Xは、A高校を卒業後、D大学E学部F学科に進学し、在学中である。

Bは、本件事発当時、A高校で主に地理を担当していた講師であり、ソフトボール部の主顧問兼監督であった。A高校は、Bが初めて勤務した学校である。Bは、高校時代硬式野球部に所属しており、所属校は高校3年夏の全国高等学校野球選手権の大分県大会でベスト8になった。大学時代は軟式野球チーム(草野球チーム)で活動した。Bは、A高校に勤務するまで、野球やソフトボールの指導を行った経験はなかった。

G教諭（以下「G」という。）は、本件事発当時、ソフトボール部の顧問であった。Gは、中学時代にソフトボール部の活動をしていたが、指導の経験はない。ソフトボール部の部員は、本件事発当時、マネージャー1名を含めて14名であった。なお、ソフトボールの試合出場には少なくとも9名の選手が必要である。

(2) ソフトボール部には、平成26年4月当時、H、G、I、Jという4名の顧問がいたが、ソフトボールの技術指導を行うことができたのは主顧問のHのみであった。同年6月、ソフトボール部から3年生の部員が引退した。2年生の部員は、Xとマネージャーの2名だけであり、1年生の部員の大半は入部するまでソフトボールの経験がなかった。Hは、他校と試合をする際、Xと1年生の中で技術がある部員を主要な守備に交代で就かせ、試合が成り立つような守備体制を模索した。Xは、ショートやセセンターの守備に就くことが多かったが、サード、ファスト、キャッチャーの守備に就くこともあった。同年6月頃、ソフトボール部に新たに2年生1名が入部した。

(3) 平成27年度にHがA高校から異動することになり、代わってBが同校に常勤講師として任用されて着任した。Bは、平成28年3月まで同校に勤務していた。ソフトボール部には、平成27年4月時点で、B、G、I、Kという4名の顧問がいたが、ソフトボールの技術指導を行うことができたのは、Bのみであった。平成27年4月、ソフトボール部に1年生が2名入部したが、ソフトボールの経験はなく、チームの守備体制が大きな課題であった。当時、ピッチャーが制球を乱すことが多く、試合ではキャッチャーが頻繁にピッチャーの球を後ろに逸らしてしまうと試合が成り立たなくなるため、最も捕球技術の高いXをキャッチャーにした。ソフトボール部の練習は週4回程度で、内容は、キャッチボール、トスバッティング、ノック練習又はバッティング練習（ピッチャーが投げる球を打つもの）の順番で行うことが多かった。ノック練習は、外野手のノックをしてから、内野手のノックを行っていた。

(4) Xは、平成27年4月以降、キャッチャーのポジションとなったが、ソフトボール部に備え付けられていたキャッチャーミットを着けても、左手指がうまく固定されず、紐で調整することもできなかった。そのため、キャッチャーミットを着けて捕球したとき、ボールの勢いで左手の親指が後ろにはじかれることがあった。Bは、ソフトボール部備付けのキャッチャーミットが、Xの手に合わないことを知っていた。Xは、同月末頃、練習試合にキャッチャーとして出場した。Xは、試合中、Bに対し、「ピッチャーの球を受ける際に左小指が痛い。」と訴えた。Bは、Xの意見を聞いた上、ポジションをセンターに変更して引き続き出場させた。Xは、同年5月中旬、練習試合にキャッチャーとして出場した。Xは、その際に左手親指を突指し、左手親指の付け根に痛みを覚えたことから、左手親指が痛い旨をBに申告した。Xは、左手親指を突指した日以降、Bに対し、ピッチャーの球を捕球する際に痛みを訴えることがあった。練習試合では、X以外の部員をキャッチャーとすると試合が成り立たなくなる可能性があるため、主にXがキャッチャーを務めていたが、Xが左手の痛みによりキャッチャーとして出場できない旨申告したときは、Xを別のポジションに変えて試合を続行した。Xはキャッチャーミットを使っているときは左手に痛みがあるが、X自身のグローブを使っているときは、痛みは比較的和らぐと考えていた。Xは、同月29日、M診療所の整形外科を受診し、左手指捻挫と診断された。Xは、Bに対し、医療機関を受診して様子見と言われた旨を報

告した。同月31日頃の練習試合において、Xは、1試合を通じてキャッチャーを務めた。

(5) ソフトボール部が、平成27年4月から同年5月までの間に複数回行った他校との練習試合において、サードを守備していたCが三塁線への強い打球を捕球できず、本塁打にしてしまうことが数回あった。Bは、Cの捕球能力向上のため、ノック練習をCに対してしていた。Bは、本件事故があった同年6月2日の数日前から、Cに対する見本とするため、Xをサードの守備に就かせて本件ノック練習をするようになった。本件事故時と同程度の強さのノック練習をしたことは2回程度あった。BがXをサードの守備に就かせて本件ノック練習を行った理由は、Xが他の部員より捕球能力が高いことから、Cの見本とし、また、XがCに対してアドバイスをすることを期待したためであった。Bは、CとXに対してサード方向にノックをするときは、ソフトボール部が、それまで対戦した強豪校の打球の中で、一番強かったものを思い出しながら、同程度の強さになるように意識してノックをしていた。

(6) ソフトボール部は、平成27年6月2日の放課後、A高校敷地内にあるグラウンドにおいて練習をしていた。同日の練習内容はBが決め、本件ノック練習も行われた。Bは、数日前から行っていたのと同様に、Cと交代でXをサードの守備に就かせ、ノック練習をした(本件ノック練習)。サードの守備位置は、本塁から見て三塁の1mほど手前であり、本塁からの距離は約17mである。Xは、キャッチャーミットではなく、野手が使用するグローブを着けていた。Bがノックを数回行い、Xがこれらを捕球した後、Xの腹部付近に打たれたライナー性の打球を、Xはグローブを装着した左手でグローブの先を下に向けた体勢(フォアハンド)で捕球した。Xの捕球方法は特に問題はなかった。この際、Xは、左手小指を骨折した(本件事故)。本件事故の発生時刻は午後5時30分頃である。なお、当日の日没時刻は午後7時6分であった。Xは、同日の練習を中断した。Gは、Xを保健室に連れて行き、その後、GとBがXをタクシーでL病院に連れて行った。Xの母親も同病院に到着し、GとBはXの母親に対して謝罪した。Xは、同日、L病院整形外科を受診し、Xの左手小指の骨折について、「左小指中節骨骨折」と診断された。Xは、同月4日、L病院に入院し、同月5日、全身麻酔下で観血的整復固定術を受け、同月6日、退院した。Xは、退院後、ソフトボール部が出場していたインターハイ予選大会を見に行ったが、出場できなかった。Xがソフトボール部を引退した後、Xより1学年下の部員がキャッチャーのポジションを務めたが、Xが使用していたソフトボール部備け付けのキャッチャーミットは手に合わなかった。

(7) Bは、Xがソフトボール部を引退した後、ソフトボール部として新たなキャッチャーミットを購入した。購入するキャッチャーミットの選択は、キャッチャーのポジションの部員に行かせた。Xは、平成28年3月7日、傷病名を「左小指中節骨骨折」として症状固定と診断された。

〔判旨〕

(1) 「高校での部活動においては、生徒自身が体調を考慮し、練習への参加の可否等についても一定程度判断する能力が備わっているといえるものの、高校生の知識・経験ではいまだ的確に判断することは困難であること、高校の部活動が教員である顧問の指導の下で行われるものであり、生徒である部員としては、立場上顧問の指示に従うべきとの考えが働きがちであること、部活動内で

の人間関係への配慮から、自己の体調よりも部活動を優先させてしまう可能性があることからすると、高校の部活動の指導に当たる教員は、生徒の自主的な判断に任せてしまうのではなく、個々の生徒の体調等に配慮した適切な指導を行うべき義務がある。生徒が負傷した状態で部活動に参加しようとする場合は、負傷部位を更に痛めたり、負傷部位を意識的又は無意識的にかばうことなどにより別の部位を負傷しやすくなると考えられることから、事前に負傷の部位、内容、程度や本人が感じている痛みの程度などを聞き取って参加の可否等を見極めなければならないというべきであり、また、練習に参加させる場合であっても、上記負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないよう練習内容を工夫するなどの配慮すべき義務を負う。」

(2)「本件において、Xが参加した本件ノック練習は、野球経験の豊富なBが強度の高いノックを行うものであって、ソフトボール部における練習の中でも比較的負傷の危険性が高いものであったと考えられる上、そもそもX自身の能力向上ではなく他の部員の手本とするものであったという点で、Xを本件ノックの練習に参加させるに当たり、Xが何度も痛みを訴える程度に左手親指を負傷していることを認識したにもかかわらず、Bは、本件ノック練習への参加の可否についてXの判断に任せただけで、Xの負傷について聞き取りを行うなどの配慮をしたとは認められない。また、Bは、Xを本件ノック練習に参加させるに当たり、Xの負傷の状態に照らして更なる負傷の可能性を高めないようノックの強さを調節するなど練習内容を工夫したとも認めることができない。そうすると、Xの捕球能力が他の部員よりも高く、本件事故前にXが同程度の強度の打球を捕球できていたことを考慮しても、指導に当たったBにおいてXに対する安全面への配慮に欠けるところがあったというべきである。」

以上、Bは、前記(1)の注意義務を怠った過失があるから、被告(公共団体)には本件事故によりXに生じた損害を賠償すべき義務があるというべきである。

〔判例研究〕

1 問題の所在

(1) 本件のようなスポーツ中の事故については、スポーツ自体に本質的な危険を含んでいることから、その内在する危険に伴う事故である場合には、相手方の加害行為に違法性があるとはいえないが、その加害行為が被侵害利益、加害の態様との関連から、社会的に許される程度を超えるときは、違法になると解されるのである。⁽¹⁾

(2) 学校スポーツ事故において、そのような違法性についての考え方は、どのように処遇されるべきであるかは、ひとつの問題であろう。本件は、高校のソフトボール部のノック練習中の事故に関する事案であり、そこで下された判決を評価するにあたり、参考に値する事例を取りあげる。そして、これらを学校の責任を否定するものとそれを肯定するものとにわけ、若干の分析を試みる。

2 事例の分析

一 学校の責任を否定した事例

①高校のグラウンドでピッチングマシーンを使用しての打撃練習中に、捕球を担当していた部員の頭部に、上記マシーンよりの飛球があたり、その部員が死亡した事故につき、スポーツ指導者の過失が認められなかったもの⁽²⁾。この事故は、部員Aにキャッチャーマスクをつけさせないで捕球をさせた過失等が争われた。このマシーンは、使用方法を誤まらなければ危険性の少ないこと、野球部ではマシーンの使用について、球をマシーンに入れる者は、これを捕手、打者らに知らせるため手に球をもって高く挙げて大声をかけ、捕手らの捕球態勢等を確認して球を入れるよう指導され、実際それに従ってなされたこと、このマシーンより発射される球はピッチャーが投げる球より速度は速いが一定化しており、一般に捕球し易く捕手に危険性が少ないこと、当時打者がバッターボックスを外しており、その時は捕手としてキャッチャーマスクを外していた方が安全であること等が認定されている。AがBより合図を受けた後に、一瞬の注意をそらしたことにより、本件事故は発生した。この点、判決では、「本件事故は、Aがピッチングマシーンから球が発射されることの合図を受けた後に一瞬球への注意をそらしたことにより生じた不幸な出来事であったというほかはない。」といて、指導者の過失を免れさせている。

〈分析〉

ピッチングマシーンを使つての練習中、捕手の役割を担い、捕球していた部員にマシーンからの飛球があたり、その部員が、死亡した事故について、本質的に野球自体に内在する危険を承諾し、引き受けて練習に参加していたものとされたのであろう。もっとも、本件事故を「不幸な出来事」というのは、それを不可抗力という見方も可能であろう。

②中学校の野球部員が並列してトスバッティングをしていたときに、打球が斜め前方の投手にあたって負傷した事故について、スポーツ指導者の過失を否定したものである⁽³⁾。本件事故は、トスバッティングをしていた際、打ったボールが正面に飛ばず右斜め前で投手役をしていた部員にあたり右眼を負傷させたもので、スポーツ指導者の過失が争われた。「一般に、スポーツとしての野球及びその練習は絶えず危険が伴うものであるが、野球ないし部活動の有する教育的意義に鑑みれば、安全に留意した上で、中学生が課外活動として野球を行うことは極めて有意義であり、上記トスバッティングの練習方法と体形自体は危険性も少なく合理的である。」との認識を、判決は示している。その上で、判決は、「本件事故に至るまで、トスバッティング中に事故が発生したことはないこと、顧問のT教諭らは、多くの場合本件部活動に立会いその練習を指導していたが、……トスバッティングにおいて、バッターが正確にピッチャーに打ち返す確率はそれ程高くないことを認識していたものの、その打球が隣りのピッチャーの身体を直撃するなどの危険性を感知したことはないことが認められ(た)」とし、本件トスバッティングにおける事故発生の予見可能性を否定して、指導者の過失を認めなかった。

〈分析〉

判決は、本件野球ないし部活動につき、部員の生命・身体の安全に留意したうえで、そのもつ教育的意義を認め、中学生が課外活動として野球を行うことは有意義であるということを認める、が、同時に、判決がスポーツ指導者の過失を認めなかったのは、そのスポーツが本質的に内包している危険が現実化したという面を、入部に際して、中学生とその保護者が承諾したものと解される余地を認めたからであろう⁽⁴⁾。

二 学校の責任を肯定した事例

③高校野球の試合開始前の練習において、スポーツ指導者である監督のノックした打球が三塁コーチーズ・ボックスにいた部員にあたって負傷させた事故について、上記監督に過失があったとしたものである⁽⁵⁾。監督が、レフトへのノックのための球を打ち損じたため、ライナー性の打球が左側にそれ、三塁コーチーズ・ボックス方向に飛んだため、その方向にいる他の選手の動静に注意をすべき義務を尽しかかどうかが争われた。監督は、「打球の方向にいる他の選手の動静にも注意を払いその安全を確認したうえノックをすべきであって、各選手の態度いかんによっては、ノックを一時中止してその注意を喚起し、危険の発生を未然に防止すべき義務があるものと言わなければならない。……本件事故は、T監督がレフトへのノックを開始するに際し、自己の技量を過信し、三塁コーチーズ・ボックス方向に打球を飛ばすことはないものと考え、被害部員らの動静に注意を払うことなく、漫然とノックをし、誤って同方向にライナー性の打球を飛ばした過失と、被害部員がT監督のノックの瞬を見ていなかったことより発生したものであって、同監督は本件事故の発生につき過失責任を免れることはできないものと言わなければならない。」

〈分析〉

高校の部活動は、学校教育の一環として行われるものとされており、このような観点から、その指導にあたる監督は、部活動を行う生徒の生命及び身体の安全に配慮すべき義務を負うものと解される。不法行為責任が問題にされる行為は、作為・不作為を問わないが、不作為が不法行為となるためには、違法性という点から、その前提として、作為をなすべき義務を必要とするものとされる⁽⁶⁾。学校事故・スポーツ事故の事案は、監督の怠りなどの不作為が問われることが少なくないが、この点、本件事案は、指導者である監督が自身のノックによって部員に対して直接に加害行為をしたことに原因があるけれど、これに際し、問題は、判決が選手の動静確認・注意喚起義務を措置し、その作為義務の違反の判定にあたって、被害部員が加害の瞬間を見過ごす行為（加害回避の枠から外れる行為）をしたことを、どのように斟酌すべきかであろう。

判決のように、過失相殺の制度を活用するのも一案であるが、問題の発生がスポーツの場であることを考えれば、スポーツ事故につき、スポーツ自体に内包する危険に伴う事故とみて、相手の加害行為が被侵害利害、加害の態様との関連から、社会的に許される範囲内であり、指導者は過失責任を免れるというべきであろう。

④高校の野球部員がゴロ捕球の練習中に、バッティングの球が右眼を直撃して負傷した事故につき、スポーツ指導者に過失を認められたものである。指導者⁽⁷⁾としては、同一グラウンド内で外野へのノックと内野手のゴロ捕り練習をするときには、時間差を置いてノックをさせることを部員に徹底指導すべきであり、このような事故の発生を予見できたかどうか争われた。判決は、「本件事故は、外野手に対するノック練習と内野手によるゴロ捕り練習が、本件グラウンド内で同時に行われていたところ、直接的には、ノッカーのCが、内野手であるXの動きを十分に把握せず、また一球ごとに内野手に周知させないままノックを行い、かつ、ノック球を打ち損じた結果、発生したものと認められる。

ところで、ノックの打ち損じという事態は、いかにこれに習熟している者であっても、その発生を完全に否定することはできないところ、本件のように、同一グラウンド内を内野手に向けられた球と外野手に向けられた球という複数の球（硬式球）が移動しているときは、部員は、とかく自己に関係した球に対してのみ注意を奪われがちになることは自然の勢であり、かつ、高速のノック球が人体に衝突した際には、極めて強い衝撃を与え、その部位によっては重大な結果を招きかねないから、かかる形態の練習を漫然と実施した場合には、内野手にノック球が衝突する事故が発生することを具体的に予見することができるというべきである。……本件のように、ノッカーが生徒である場合には、練習に熱中する余り、事故防止上の観点から必要な上記の要請（参加者全員が、かかる危険性を認識したうえ、とりわけ、このような事故発生の危険を作出するノッカーについては、内野手の動静を十分に把握し、自己の打球が予想外のコースに飛んだとしても、内野手が対応できることを確認すべきであり、内野手がゴロを捕り練習が行われているかあるいは行われようとしている際には、これが終了して、内野手の注意がノック球に向けられていることを確実に確認した後でなければ、ノックをしないこと）を無視ないし軽視して、十分な安全確認をしないまま、ノックを行うことが稀ではないと考えられるから、練習を指導、監督すべき立場の者が、ノッカーに対して、上記要請を遵守し、安全確認を徹するよう注意する義務を課せられているというべきである。」

「ノッカーとしての技量に一定の自信を有していたと推測されるCは、内野手の動きを十分に把握しないまま、センターへ向けてノックしたが、打ち損ねたために、ノック球は意図しない軌跡を描いてXに衝突したものであり、このような事態の発生は、予見できないものではないから、信頼の原則の法理の適用の基礎を欠くと言わざるを得ない。」

〈分析〉

事例④の判旨は、一般に、学校教育に付随する部活動においては、これによって生徒が危険を受けることがないよう、指導、監督にあたる教諭等に、安全を確保すべき義務が課されている。これについては、判例及び学説も異論はないとされる。注目すべきは、被告の主張する過失論であろう。すなわち、「スポーツ競技の場合、スポーツ選手ならばこのように行動するであろうと信頼してよい場面においては、これに参加している選手間で、そのような信頼に反する行動が取られた結果、事故が発生しても、法的な意味で過失が存するというのは疑問である。いわゆる信頼の原則が適用される場面であり、高校の部活動としての野球部活動においても、それを前提とした過失論が論じら

れるべきである。」⁽⁸⁾というのがこれである。

それに呼応するかたちで、判決は、スポーツ指導者であるT監督の代役を務めることが多く、ノッカーとしての技量に一定の自信を有していたと推測されるCは、内野手の動きを十分に把握しないまま、センターへ向けてノックしたが、打ち損ねたために、ノック球は、意図しない軌跡を描いてXに衝突したものであり、このような事態の発生は、(監督として〈奥野・注〉) 予見できないものではないから、信頼の原則の法理の適用の基礎を欠くといわざるを得ない。」と述べられている。判決によれば、事故防止措置として、「時間差を置いてノックすべきことを部員に徹底する指導を行っていたとは認め難い。」とする一方、本件練習方法に一定の危険が内在することは、野球部に所属している以上、当然予想できることであり、現に、本件事故の直前には、遊撃手の近くライナー性の打球が通過しているのを認識していることなどの事情が存在し、ゆえに、上記基礎を欠くものといえるかどうか疑問の余地を残している。⁽⁹⁾

3 本判決の評価

ソフトボールにおいては、それはバットでボールを打ち、そのボールを捕るという競技から成るという特色があり、競技者にとって、この競技は常にボールが体にあたり負傷する、という本質的な危険を内包している。競技者はこうした危険を引き受けて、練習や試合に参加していると考えられる。本件のような事例では、一般に、事故に伴う損害の発生を最小限に防止すべき適切な措置を欠くことが過失であるとされ、その前提として作為義務が問われる。本件では、指導者である監督が、Xを本件ノック練習に参加させるに当たり、本件ノック練習への参加の可否についてXの判断に任せただけで、Xの負傷について聞き取りを行うなど配慮を欠き、また、更なる負傷の可能性を高めないようにノックの強さを調整するなど練習内容を工夫する配慮を欠いた点に作為義務違反を認めている。

もっとも、部活動の自主性・スポーツに含まれる上記のような危険性を考慮すると、本件部員の負傷内容が小指の骨折ということから、相手(監督)の加害行為が社会的に許される範囲を超えるものと解されるかはやや疑問であろう。

〈注〉

- (1) 伊藤進著『学校事故の法律問題—その事例をめぐって』(1983年、三省堂) 218頁
- (2) 浦和地判平元・3・31・判時1327・91
- (3) 横浜地判昭63・3・30 判時1294・101
- (4) この点、伊藤進=織田博子著『解説学校事故』(1992年、三省堂)は、「安全性と効率性を比較衡量して、その練習方法の妥当性が判断されることになるが、より安全な練習方法があるにもかかわらず、事故の発生が低く、従来一度も事故が発生しなかったことだけで、事故発生の予見可能性を否定し、顧問教諭に過失がなかったとしている判例の結論にはいささか疑問が残る」とされている。
- (5) 広島高判平4・12・24 判タ823・154
- (6) 学校事故の場合に不作為の構成がとられるときは、過失の有無が主要な争点とされているが、これは、違法性の問題と過失の問題と共通した側面があるので、両者の作為義務の内容を峻別するこ

とができないためであろう、とされている（奥野久雄著『学校事故の責任法理』（2004年、法律文化社）95頁）。

- (7) 名古屋地判平18・11・28 判時1965・114
- (8) 判例時報1965号118頁（スポーツ選手が行動する際、相手方選手にも結果が発生しないように適切に行動することを信頼してよい事情がある場合には、被害者の不適切な行動によって、発行した結果について責任を問われない、という原則であり、過失責任を緩和するための法理である。）
- (9) ほかに、スポーツ指導者の過失を否定した事例として、東京地判平4・3・25 判時1442・121（中学校の野球部でシートバッティングの練習中、打者の後方で球拾いをしていた部員に打球が当たり負傷した事故に関するもの）、千葉地判平14・4・22 判時1793・116（中学ソフトボール部の打撃練習中に部員が自己のトスした相手の打球を顔面に受けた事故に関するもの）、スポーツ指導者の過失を肯定した事例として、神戸地裁尼崎支判 平11・3・31 判タ1011・229（高校の野球部員がフリーバッティング練習中に打球を受けて負傷した事故に関するもの）、東京高判平6・5・24 判時1503・79（高校野球の練習中、ハーフバッティング練習の打撃投手の頭に打球が当り半身不随の状態になった事故に関するもの）、静岡地判平28・5・13 判時2336・83（高校の野球部の部活動において打撃投手を務めていた部員の頭部に打者の打ち返した球が直撃した事故に関するもの）等がある。